

議案第 1 2 1 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表中第 27 号の 3 を第 27 号の 5 とし、第 27 号の 2 を第 27 号の 4 とし、第 27 号の次に次の 2 号を加える。

27 の 2	法第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	16 万円
27 の 3	法第 60 条の 2 の 2 第 3 項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16 万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。